

# サステナビリティ開示に関する動向と論点

日本公認会計士協会

森 洋一

# 我が国におけるサステナビリティ開示の進展

2000年前後～

マルチ・ステークホルダー向けのCSR・サステナビリティ報告

2007年頃～

投資家向け気候開示: CDP → TCFD(2017)

2013～

統合報告の広がり

→財務・サステナビリティを含む長期的・包括的な企業価値を投資家に向けて伝える取り組み

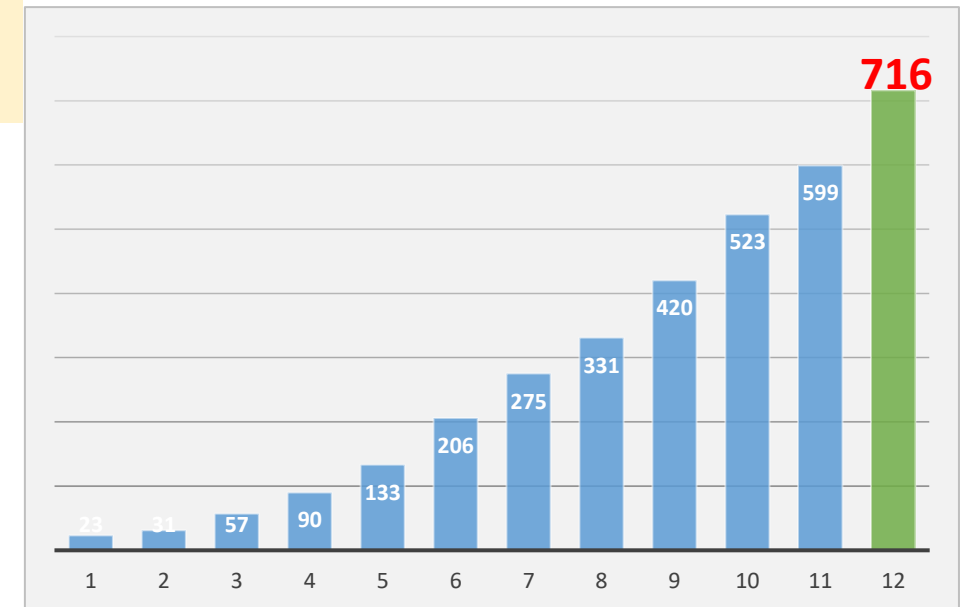
2020s～

方向性

サステナビリティ開示の基準設定本格化

有価証券報告書におけるサステナビリティ開示の充実

国内における統合報告書発行企業数



# サステナビリティ開示に関する制度・基準関連動向

## IFRS財団: IFRSサステナビリティ基準の策定

- 2021年11月にISSB設置
- 2023年6月に第1弾(全般要求事項+気候開示基準)の策定完了
- 気候以外のテーマについては、順次検討開始(アジェンダ・コンサルテーション実施)

グローバル基準設定と

各法域における制度化・基準設定が並行して進展

## 欧州(EU): CSRD(企業サステナビリティ報告指令)

- サステナブル・ファイナンス推進の観点から、非財務情報開示について制度整備
- 欧州版サステナビリティ基準(ESRS)の発行
- 域外企業要請
- 第三者保証(認定された監査人・保証提供者)

## 米国: SECが気候関連開示の高度化と基準化を提案

- SEC提出書類における気候関連情報(ガバナンス、リスク、財務的影響、GHG排出量情報等)の開示を要請
- カリフォルニア州において気候開示に関する独自要請

## 日本: 制度整備、国内基準整備に向けて進展

- 有価証券報告書におけるサステナビリティ開示に関する要請追加(開示府令の改正)
- FASF(財務会計基準機構)にSSBJ(サステナビリティ基準委員会)を設置

# グローバルに一貫したサステナビリティ開示実現にむけた取り組み



グローバル

各国アドプションの  
推奨

ベースライン開示基準  
の開発

国際保証基準  
の開発

政府

各法域

制度設計・導入  
基準の決定

グローバル基準の直接採用

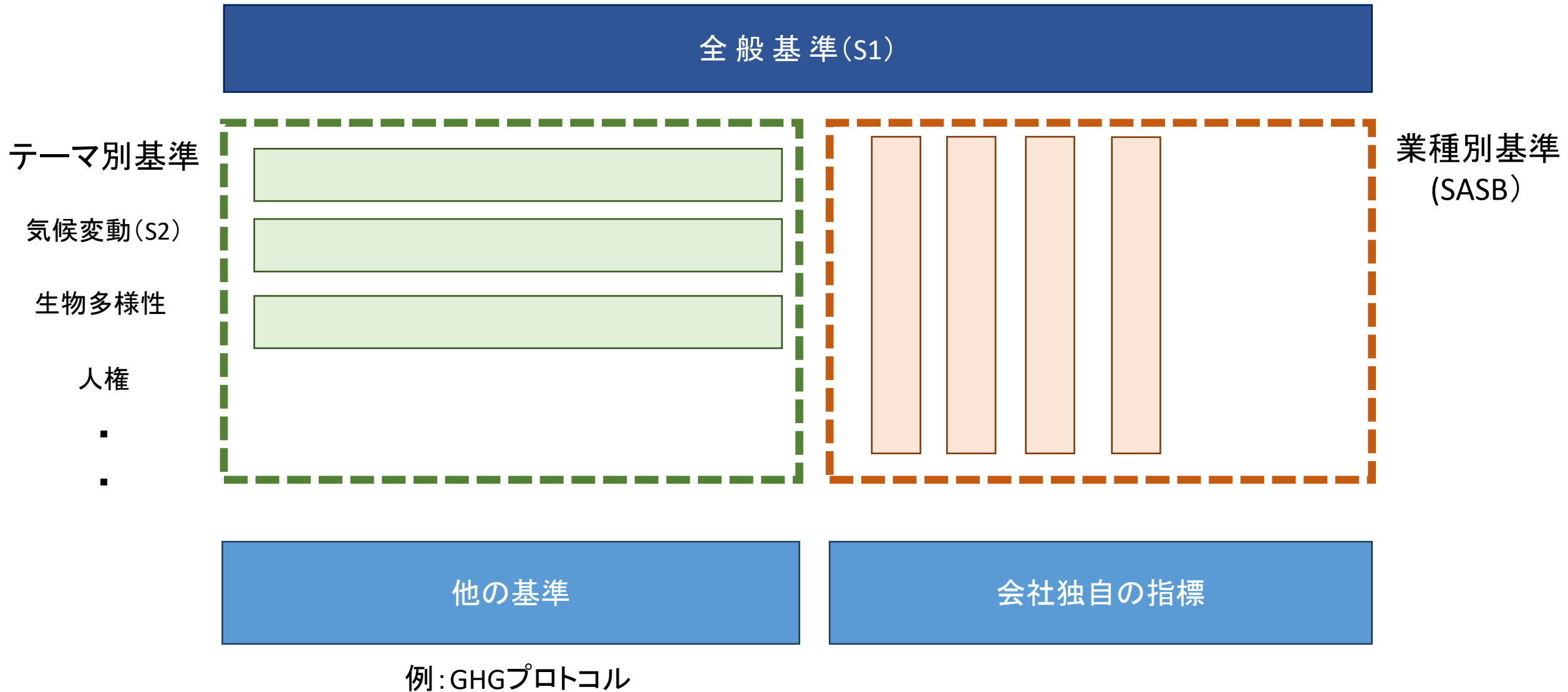
or

統合的な法域基準の策定

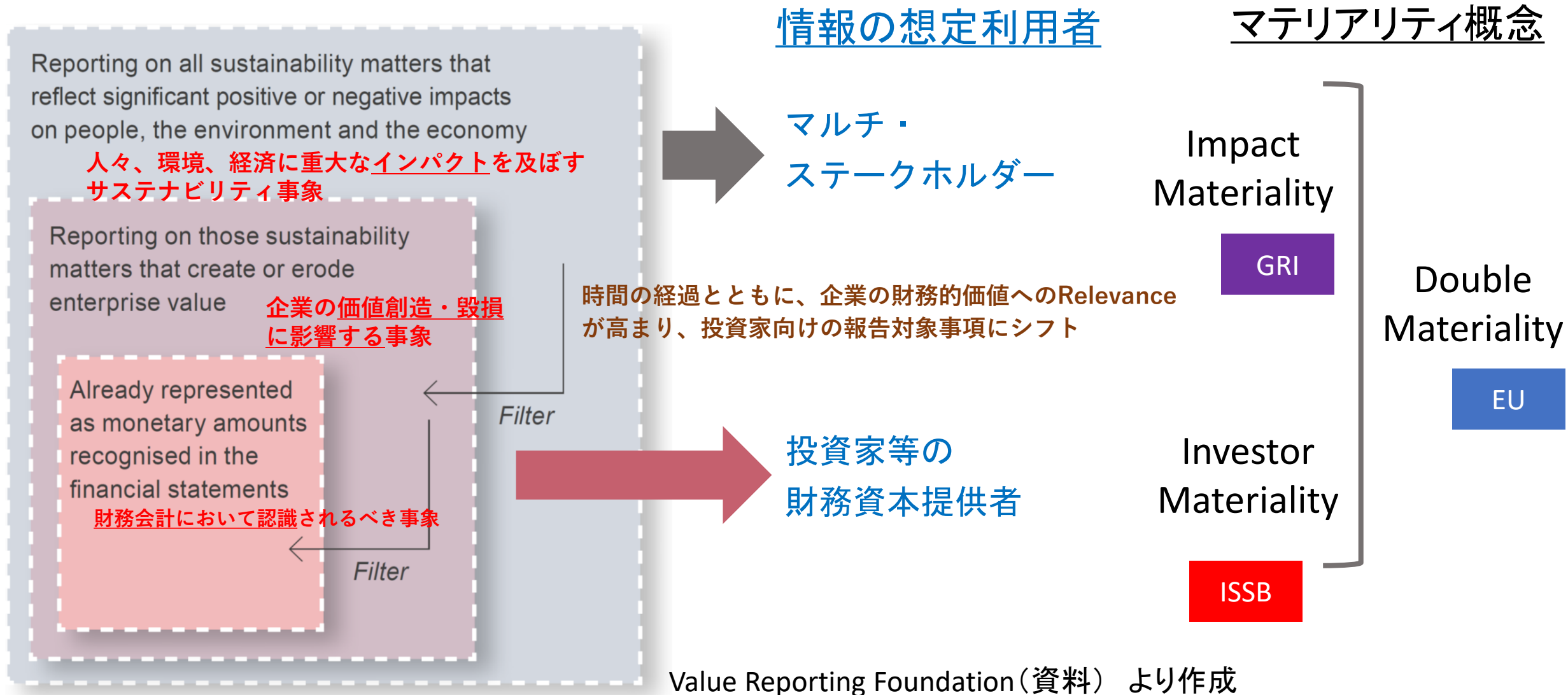
# サステナビリティ開示に関する要請 (ISSB, EU)

	ISSB S1, S2	ESRS (EU)
想定利用者 (マテリアリティ)	投資者、融資者及びその他の債権者 (→投資家ニーズに焦点)	マルチ・ステークホルダー (→ダブル・マテリアリティ)
開示情報	サステナビリティ関連財務情報	サステナビリティ情報
報告組織	連結グループ	連結グループ
対象期間・タイミング	財務会計と同じ	(財務会計と同じ)
開示媒体	一般目的財務報告書	マネジメント・レポート
テーマ別基準	気候変動基準(S2)を公表 (生物多様性、人的資本、人権に関する基準開発が検討されている)	環境・社会・ガバナンス(ESG)を網羅
産業別指標	SASB基準・S2産業別ガイダンス	2026年公表予定

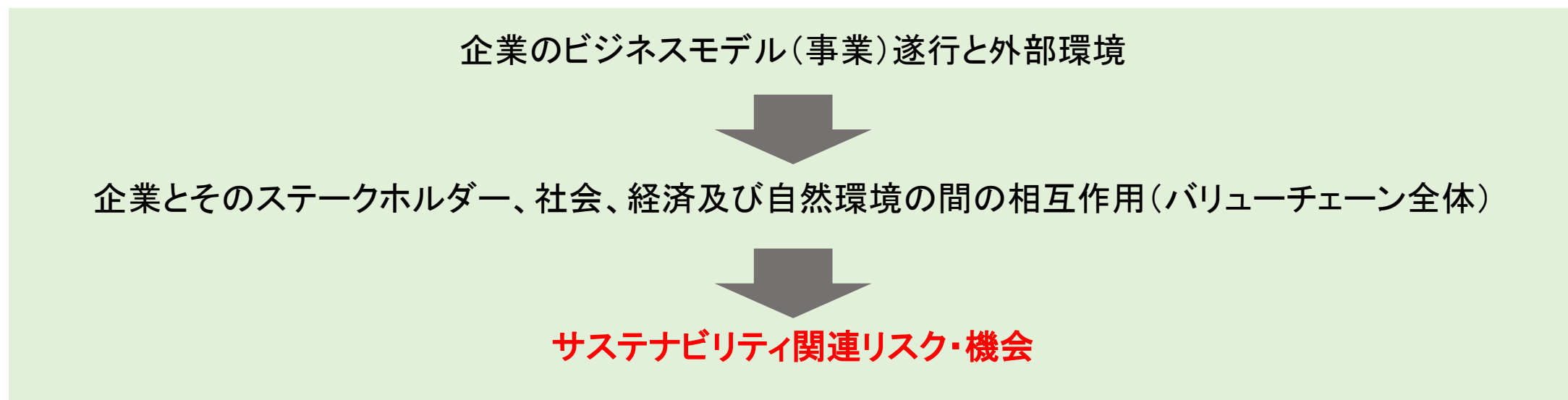
# サステナビリティ基準の構造



# 情報の想定利用者とマテリアリティ概念



# ISSB S1: サステナビリティ関連リスク・機会



自然、製造、知的、人的、社会及び財務の形態

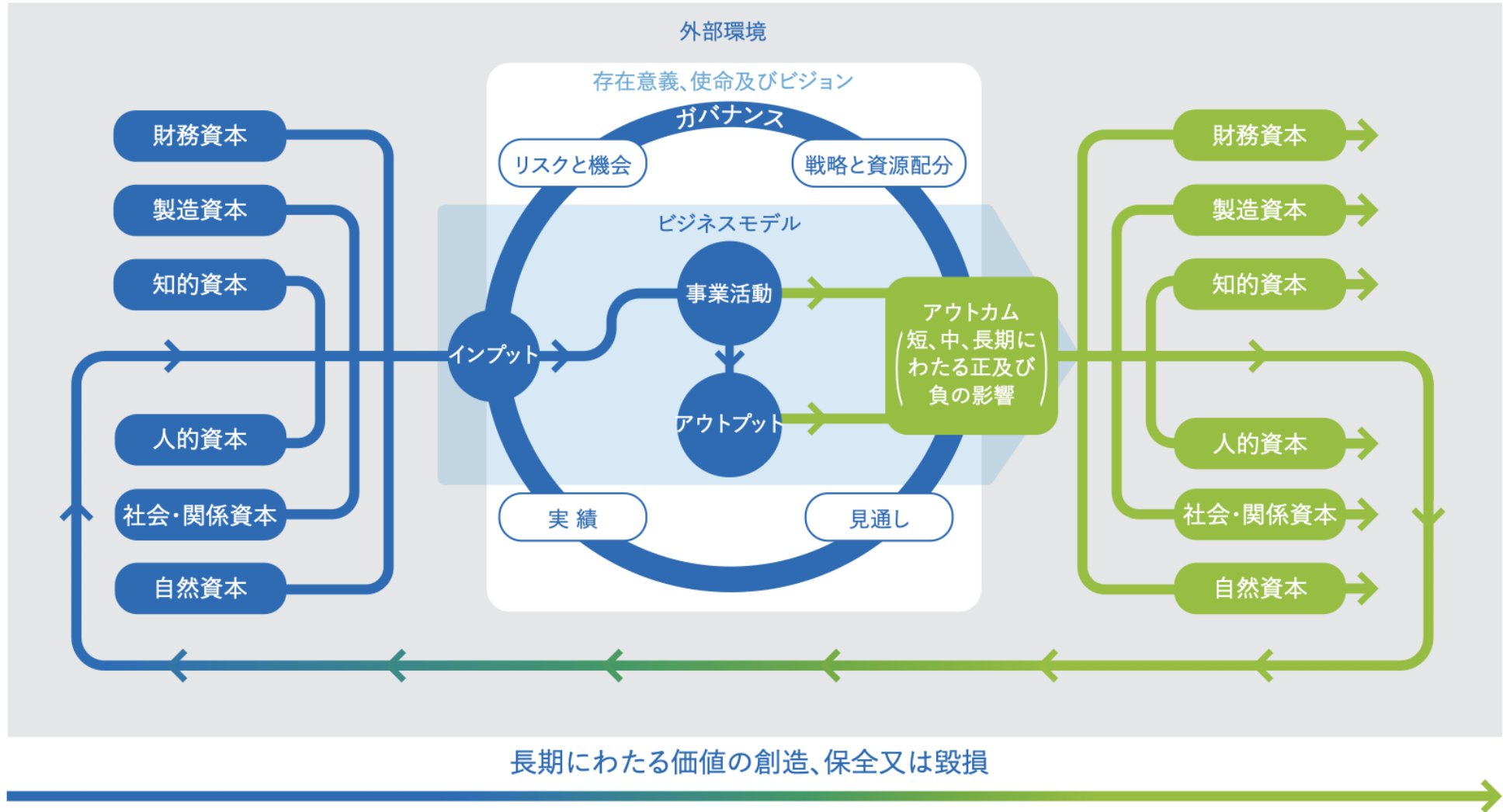
企業が、資源・(他者との)関係性を基盤として、事業活動を遂行し、アウトプットを生み出すことを通じて、キャッシュフローを創出するとともに、そうした資源・関係性に影響を及ぼす。(S1 B2)

- プラスの影響: 資源・関係性の保全、再創出、開発
- マイナスの影響: 資源・関係性の劣化、枯渇

図: S1をもとに作成



# 国際統合報告フレームワークにおける価値創造概念



図：国際統合報告フレームワーク

# S1: 開示対象となる重要情報の決定

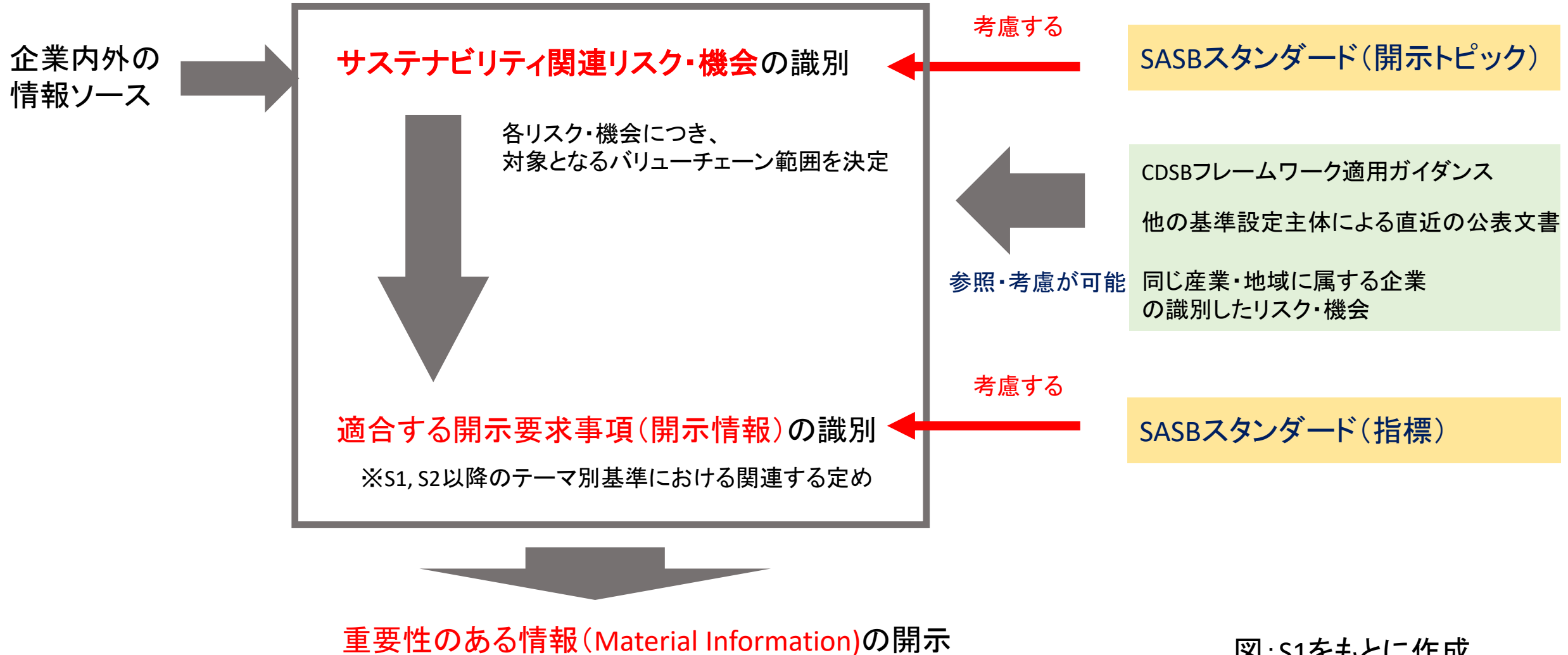
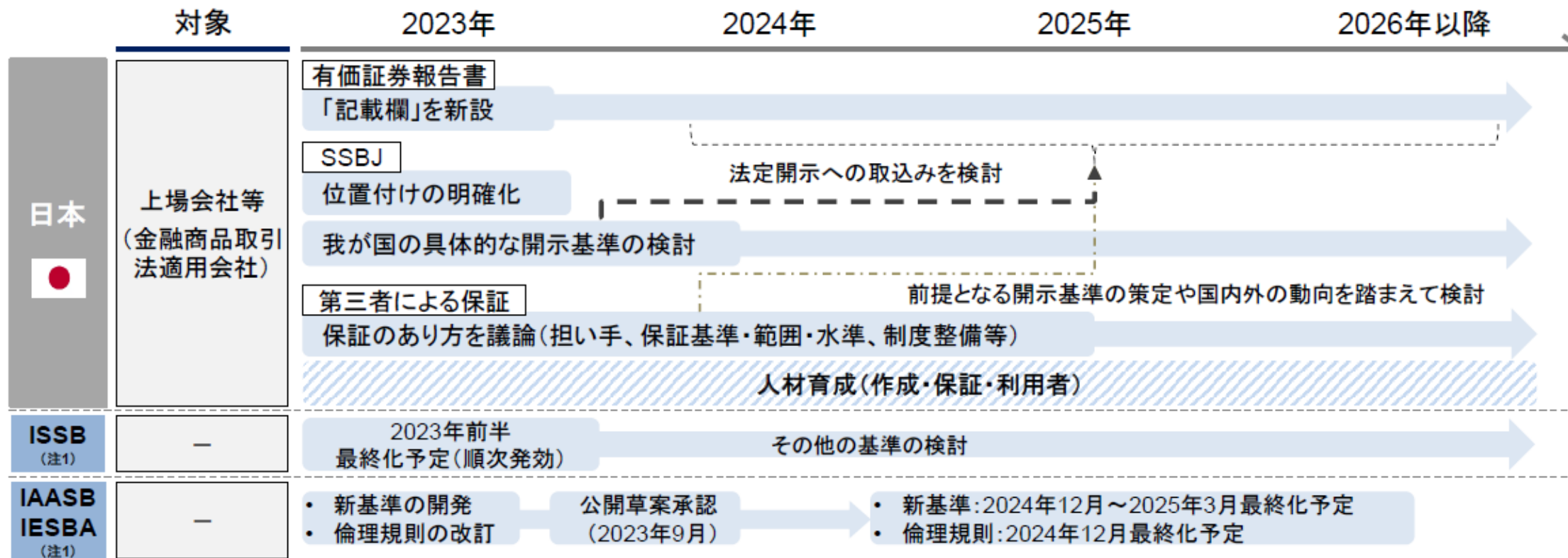


図:S1をもとに作成

# 我が国におけるサステナビリティ開示のロードマップ

## 我が国におけるサステナビリティ開示のロードマップ

※ 将来の状況変化に応じて随時見直し



(注1) ISSB(国際サステナビリティ基準審議会)、IAASB(国際監査・保証基準審議会)、IESBA(国際会計士倫理基準審議会)

(注2) 米国は、大規模早期提出会社(時価総額700百万ドル以上等の要件を満たす会社)に、Scope1・2の開示を2023年度から適用開始し、その後、企業規模に応じて段階的に適用予定。

欧州は、従業員500人以上の上場会社等に、CSRD及びESRSを2024年度から適用開始し、その後、企業規模に応じて段階的に適用予定。加えて2028年度から、EU市場での純売上が大きいEU域外企業グループへ適用予定。また、第三者による保証について、米国や欧州では、企業規模に応じて段階的に、限定的保証から導入し、合理的保証に移行する予定。

(出典) 金融庁ディスクロージャーワーキング・グループ報告資料

# SSBJによるサステナビリティ開示に関する国内基準

---

## SSBJ基準開発における基本的な考え方

▶ 高品質な基準

: 投資家の意思決定にとり有用な情報が開示されるようにするため、市場関係者のニーズを踏まえ、適時に基準開発の要否及び基準開発の時期を検討

▶ 国際的に整合性のあるもの

: 日本基準を、国際的な比較可能性を大きく損なわせないものとして開発し、これを対外的に示す。

# SSBJ サステナビリティ開示基準に関する今後の計画

## 基準開発計画

公開草案	2023年度中(遅くとも2024年3月31日までに)公表
確定基準	2024年度中(遅くとも2025年3月31日までに)公表

- SSBJは、ISSBの文書の規範性を整理した上で、原則としてISSBが規範性があると位置付けた文書をSSBJ基準として開発する予定である。また、ISSBが規範性がないと位置付けた文書の内容について、規範性がないガイダンスを公表することがある。
- SSBJでは、次の3つの視点から、確定後のISSB基準を日本に適用するにあたって必要な論点について検討を実施する予定である。

S1基準案・S2基準案に対してSSBJからコメントを提出した事項

ISSBの再審議によって新たに追加された要求事項

日本の制度等に合わせて追加又は修正の検討が必要と考えられる事項

# サステナビリティ開示に関する課題

---

## 報告のタイミング

- 決算後3ヶ月以内の開示(+保証)に関する実務的な対応可能性
- 根本的には、有報発行時期と株主総会開催時期の問題。

## 年次報告の体系化

- 有報、会社法報告、コーポレートガバナンス報告、統合報告書(任意)と、年次報告実務が分散。
- 有報を中核としつつ、全体像と詳細データを体系的に報告する年次報告の枠組みが必要。デジタル化や英文開示も課題。

## 複数の制度・基準への準拠

- CSRD、ESRSを含む、複数制度・基準を満たす、年次報告書が必要。
- ISSBを中核とする相互運用性確保、グローバルベースライン確立が鍵。

## 財務諸表との結合的開示

- ISSB基準によって、特に財務情報と関連性の高い情報が要求された。
- 気候変動の財務的影響や気候リスク・機会関連の財務諸表情報等、結合性の確保された開示のあり方を明確化していく必要性。

## 報告ガバナンス・プロセス

- サステナビリティに関する情報収集、開示の作成、監督監視に関するプロセス・体制は未成熟。
- タイムリー、正確に有用な情報を作成・活用するための体制・プロセスの構築が必須。

# 複数の制度・基準への対応

- グローバルに展開する企業においては、国内制度だけでなくEUにおけるCSRD制度における要求事項に対応する必要がある。また、グローバル機関投資家のニーズに応じていく必要性が高まっている。
- こうした状況を踏まえると、将来の制度年次報告では、SSBJ基準だけでなくISSB基準や(域外企業向け)ESRSに同時に準拠して報告する実務が広がることが想定される。

